

# 公 示

「日本の食を広げるプロジェクト事業」のうち「輸出に取り組む事業者向け対策事業」を平成25年度から実施することとしており、事業実施主体からの課題の提案を公募しますので、本事業の実施を希望される方は、下記に従い御応募ください。

## 記

### 1 事業の趣旨

国内の食の市場が縮小する中、日本の雇用・所得を守り、日本産農林水産物・食品の輸出拡大を図っていくためには、今後食市場の拡大が見込まれる国・地域へ輸出していくことが重要です。

このため、農林水産省が策定する国別・品目別輸出戦略（案）（以下「戦略（案）」という。）に沿って、輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者等が、今後輸出が期待される品目について明確な目標を設定し、海外市場開拓調査や海外バイヤーの招へい等の活動を行い、地域・地方の製品の輸出拡大に向けた取組を支援するとともに、品目別に国内の主な輸出産地、食品事業者等を取りまとめる団体がジャパン・ブランドの確立のために行う取組及び品目別の通年又は長期安定供給体制の整備を図る取組を支援します。

### 2 事業の概要

次の(1)から(3)までのいずれか又は複数の取組を実施します。

#### (1) 農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の輸出拡大を図る取組への支援

農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者等の組織する広域規模団体や地域規模団体が、今後、輸出拡大が期待される品目について明確な目標を設定し、以下の事業メニューにおける①から⑧までの中から選択して行う輸出に係る取組を支援します。

なお、地域規模団体は、次のアからウまでのいずれかに該当する団体とし、広域規模団体は、地域規模団体以外の団体とします。

ア 輸出を促進しようとする製品の主な産地等が特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在する団体

イ 輸出を促進しようとする製品の主な産地等が北海道に所在する団体

ウ 輸出を促進しようとする製品の主な産地等が沖縄県に所在する団体

（注）地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令（平成12年政令第253号）第91条に定める管轄地域です。

#### [事業メニュー]

##### ① 輸出担当者育成

事業実施主体やその構成員の職員を対象に、輸出先駆者、各種証明書取得の指導者等を講師とする研修会の開催、国内外の輸出先進地・流通現場における現状・実態把握等を行うことにより、輸出拡大の取組を企画・実行するための人材の育成を行います。

##### ② 海外市場開拓調査

ア若しくはイのいずれか又は双方を実施します。

ア 海外市場調査

海外において、市場の流通状況、消費者の嗜好、競合製品の販売状況、輸入慣行、知的財産権の取得制度等の調査を行います。

イ 市場開拓戦略・ブランド確立

輸出に係る市場開拓戦略の策定やブランドの確立に向けた検討会の開催、ブランドマークの策定等を行います。

##### ③ 産地PR・国内商談会

国内の輸出製品の生産地や加工地に輸出先国からバイヤー等を招へいし、製品の紹介、生産方法のPR、商談会の開催等を一体的に行います。

##### ④ 海外試験輸送

輸出を安定的に行う上で必要な品質保持や輸送コスト・時間の削減を図るため、

試験輸送・実証を行い、その結果の分析及び対応策の検討を行います。

- ⑤ 輸出環境整備  
GLOBALG. A. P. や輸出先国の有機認証など輸出先国の各種基準への対応の検討・取得への取組、輸出先国の検疫官の招へいや知的財産権者と生産地が連携した海外進出組織体制の確立を行います。
- ⑥ 海外販売促進活動  
海外において、国際見本市への出展や商談会・試食会の開催等の販売促進活動、商品パンフレット等による効果的な広報活動を行います。  
また、必要に応じて、輸出先国のバイヤー等が求める放射能検査を行います。
- ⑦ 輸出向け加工食品の試作・検証  
海外市場のニーズに合わせた新しい輸出向けの加工食品の試作及び海外における試作品の試食会を通じた市場性の把握、その結果のフィードバック等による新たな製品の開発の検討を行います。
- ⑧ 輸出プロモーターの活用  
輸出プロモーター（貿易実務経験や輸出に関する専門的知見を有する者をいう。）を活用し、外部から輸出に関する助言・提言等を得ます。  
なお、輸出プロモーターは事業実施主体が行う当該事業を推進するとともに、事業実施主体と協力して当該事業に取り組むものでなければなりません。

(2) ジャパン・ブランドの確立に向けた取組への支援

特定の品目について、国内の主な輸出産地、食品事業者等を相当程度取りまとめる団体が、当該特定品目のジャパン・ブランド確立を目的として、以下の事業メニューにおける①から④まで一部又は全てを行う輸出に係る取組を支援します。  
ただし、①又は②のいずれかの取組は必須とします。

[事業メニュー]

- ① ジャパン・ブランド調整活動  
ジャパン・ブランドの確立や産地間調整等を図るため、国内における連絡・検討会その他各種調整活動を行います。
- ② 海外市場におけるマーケティング活動  
海外プロモーターへの委嘱や海外活動員の配置など海外市場における現地体制を整備し、マーケット調査の実施やその分析、販売戦略の策定や継続的プロモーションの実施等各種マーケティング活動を行います。
- ③ ジャパン・ブランドPR  
海外において、雑誌、車体広告、TV等各種広報媒体の活用、製品のパンフレット等の作成・配布、広告看板の設置等によるジャパン・ブランドのPRを行います。
- ④ セミナー事業  
海外において、消費者や流通事業者等を対象に我が国の食品の安全性や魅力等について広く紹介するセミナーを実施します。

(3) 品目別輸出振興体制の整備を図る取組への支援

戦略（案）に係る対象国・地域及び対象品目について、当該品目に係る国内の主な輸出産地、関係事業者等を取りまとめる団体が、その専門的な知識を有する者を効果的に活用しつつ、通年又は長期安定供給体制の整備を図る次の①から④までの取組を支援します。

- ① 輸出戦略検討会の開催  
当該品目に係る輸出戦略を策定するため、生産者や関係事業者の代表、学識経験者等により検討会を開催します。
- ② 国内現地検討会の開催  
輸出戦略の策定に当たって、関係者の輸出振興への意識の醸成や輸出戦略へ現地の意見等の反映を行うため、国内の各地域において生産者や関係事業者等を参集した検討会を開催します。
- ③ 海外市場等の調査  
輸出戦略の策定に資するため、海外において市場の流通状況、消費者の嗜好動

向、競合品の販売状況、輸入慣行、知的財産権の取得制度等の調査を行います。

④ 国内現地説明会の開催

生産者や関係事業者等に対し、策定された輸出戦略に関する説明会を開催します。

3 応募資格及び応募方法

「日本の食を広げるプロジェクト事業」のうち「輸出に取り組む事業者向け対策事業」に係る公募要領、「日本の食を広げるプロジェクト事業」事業実施要綱、「日本の食を広げるプロジェクト事業」事業実施要領を御参照ください。

なお、本事業に応募できる団体については、別表1に記載しておりますので、御参照ください。

4 補助対象経費の範囲及び補助金の支出

補助対象となる経費は、事業に直接必要となる別表2に掲げる経費で、事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、事業終了後に証拠書類（請求書、領収書の写し等）により金額、支出日、支出内容等が明確に確認できるもののみとします。

なお、補助金の支出は、原則として事業終了後の精算払いとなります。

5 申請できない経費

公募要領第6に掲げる申請できない経費の他、次の経費は、事業の実施に必要な経費であっても申請できないものとします。

(1) 農林水産物・食品の購入に要する経費（ただし、2の(1)の事業メニュー⑦における加工食品の原材料費の購入に要する経費及び2の(2)の事業メニュー④における食品の原材料費を除く。）

(2) 農林水産物・食品の輸送に要する経費（ただし、2の(1)の事業メニュー④における試験輸送に要する経費を除く。）

(3) 1件（個）当たりの購入価格が3万円以上の物品の取得に要する経費

ただし、1件（個）当たりの購入価格が3万円未満のものであっても、パソコン、デジタルカメラ等事業終了後も利用可能な汎用性の高いものについては、申請できない経費とします。

(4) 飲食費（会議におけるお茶・コーヒー等簡素な茶菓代を除く。）

(5) ブランドマークの商標登録料など商標権等無形固定資産の取得又は登録に関する経費（ただし、2の(1)の事業メニュー⑤におけるGLOBALG. A. P. や輸出先国の各種基準の取得に係る経費を除く。）

(6) 査証、パスポートの取得、傷害保険等任意保険の加入に要する経費

(7) 関税等公租公課に要する経費

(8) 宿泊施設（ホテル）の付加サービス利用料（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）に要する経費

(9) 粗品やノベルティグッズの購入経費

(10) 事業実施主体の他の事業と区分できない経費

6 公募の期間

公募の期間は平成25年5月17日（金）から同年9月27日（金）までとします。

7 公募に係る説明会の開催

(1) 公募に係る説明会は、農林水産省本省（東京都千代田区霞が関1-2-1）で開催します。

具体的な日時、場所等については、別表3のとおりです。

(2) 説明会への出席を希望する者は、「公募に係る説明会出席届」（別紙様式第2号）を別表3の「説明会出席届提出先」へ提出（FAX可）するものとします。提出期限は、説明会開催日の1日前（土曜日及び日曜日を除く。）までとします。

また、出席者は、1団体につき2名までとし、出席希望者多数の場合、日程を調整させていただくことがございますので、ご了解願います。

なお、同出席届を提出しなかった者は出席を認められない場合があります。

(3) 説明会への出席は任意とし、応募の要件とはいたしません。

## 8 公募参加表明書に関する事項

応募団体は、10の課題提案書等の提出に先立って、公募参加表明書を(2)の①の提出期限までに提出する必要があります。

### (1) 公募参加表明書の作成及び提出

応募者は、公募参加表明書(2の(1))を応募する場合にあつては別紙様式第1号の1、2の(2)を応募する場合にあつては別紙様式第1号の2、2の(3)を応募する場合にあつては別紙様式第1号の3)を作成の上、(2)の②の提出先に提出するものとします。

### (2) 提出期限、提出先、受付時間等

#### ① 提出期限等

第1次から第3次締切まで設けることとし、提出期限は次の期日とします。

ア 第1次締切 平成25年6月3日(月)

イ 第2次締切 平成25年7月22日(月)

ウ 第3次締切 平成25年9月20日(金)

#### ② 提出先及び提出部数

第1次締切について、広域規模団体は農林水産省食料産業局輸出促進グループ、地域規模団体は農林水産省食料産業局輸出促進グループ及び管轄する各地方農政局等に各1部提出願います(別表4参照)。

第2次及び第3次締切については、別表4の「提出・問合せ先」に1部提出願います。

#### ③ 受付時間等

ア 受付日 月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)

イ 受付時間 10:00～12:00及び13:30～17:00

### (3) 公募参加表明書の取扱い

提出された公募参加表明書は返却いたしません。

## 9 補助金交付候補者の選定方法

(1) 公募要領第10に基づき、提出された申請書類について書類確認、有効な課題提案書等を提出した者に対する課題提案会を行った後、選定審査委員会による最終審査を行い、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、補助金交付候補者を選定します。

また、提出された申請書類については、必要に応じて申請内容についての問合せ、追加資料の要求、事業実施計画等の修正、所要額の減額等を行うことがあります。

(2) 課題提案会においては、申請書類の内容について応募者に対し、ヒアリング審査を行います。課題提案会は農林水産省本省(東京都千代田区霞が関1-2-1)で行いますが、その期日、時間等詳細については、別途、農林水産省食料産業局輸出促進グループから連絡します。

また、課題提案会に出席するための経費は応募者の負担とします。

なお、特段の事由なく欠席された場合は、申請を辞退したものとみなします。

## 10 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

### (1) 提出期限

第1次から第3次公募締切まで設けることとし、提出期限は次の期日とします。

① 第1次公募締切 平成25年6月7日(金)

② 第2次公募締切 平成25年7月26日(金)

③ 第3次公募締切 平成25年9月27日(金)

### (2) 提出先及び提出部数

#### ① 第1次公募締切

広域規模団体については、農林水産省食料産業局輸出促進グループに15部、地域規模団体は農林水産省食料産業局輸出促進グループに15部、管轄する各地方農政局等に3部提出願います。

#### ② 第2次及び第3次公募締切

広域規模団体については、農林水産省食料産業局輸出促進グループに15部、地域規模団体については、管轄する各地方農政局等に18部提出願います。

なお、課題提案書等は、1部ずつセットした上で提出するものとします。  
また、提出・問合せ先の所在地・連絡先については、別表4を御参照ください。

③ 受付時間等

- ア 受付日 月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)  
イ 受付時間 10:00～12:00及び13:30～17:00

(3) 課題提案書等の取扱い

提出された課題提案書等は返却いたしません。

11 課題提案書等の無効

本公示に示した応募資格を満たさない者の課題提案書等は無効とします。

12 その他

「輸出に取り組む事業者向け対策事業」の財源は、600,000千円以内です。  
第1次又は第2次公募締切時の応募状況により、補助金の交付総額(見込み)がこの財源に達した場合には、第2次又は第3次公募締切前に公募を中止し、その際にはその旨の公示を行います。

また、第1次公募締切時に提出する課題提案書等の作成に当たっては、平成25年5月17日時点の輸出戦略(案)を参照してください。

第2次又は第3次公募締切時に提出する課題提案書等の作成に当たっては、第1次又は第2次公募締切前における最新の戦略(案)を参照することとします(各時点で参照する戦略(案)については、農林水産省ホームページの「補助事業参加者の公募」ページに掲載することとします。)

なお、本公示に記載なき事項は、公募要領等によるものとします。

以上公示します。

平成25年5月17日

農林水産省食料産業局長  
金 原 寿 朗

別表1 本事業に応募できる団体

<p>1. 2の(1)の事業に応募できる団体</p> <p>事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、輸出組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、酒類業組合、酒造組合中央会、酒販組合中央会、酒造組合連合会、酒販組合連合会、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人(直近3カ年平均の輸出額の実績が100万円以上の法人に限る。)、有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第2条に規定する法人とし、農林漁業者やそれらの者で構成されている団体等により組織され、代表者の定めがあり、かつ組織、運営及び経理についての規約の定めがある組合に限る。)、その他法人格を有しない団体で事業承認者が特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)</p>
<p>2. 2の(2)の事業に応募できる団体</p> <p>特定の品目について、国内の主な輸出産地、食品事業者等を相当程度取りまとめ、ジャパン・ブランド確立のための調整活動やマーケティング活動等を実施する適格性を有する団体であって、次のいずれかに該当する団体</p> <p>事業協同組合、協同組合連合会、商工組合連合会、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、輸出組合、日本商工会議所、商工会連合会、酒類業組合、酒造組合中央会、酒販組合中央会、酒造組合連合会、酒販組合連合会、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人、農林漁業者の組織する団体、食品事業者等の組織する団体、民間事業者、特認団体</p>
<p>3. 2の(3)の事業に応募できる団体</p> <p>国別・品目別輸出戦略(案)に係る対象国・地域及び対象品目について、当該品目に係る国内の主な輸出産地、関係事業者等を取りまとめ、品目別輸出振興体制の整備を図るための各種検討会、海外市場等の調査を実施する適格性を有する団体であって、次のいずれかに該当する団体</p> <p>事業協同組合、協同組合連合会、商工組合連合会、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、輸出組合、日本商工会議所、商工会連合会、酒類業組合、酒造組合中央会、酒販組合中央会、酒造組合連合会、酒販組合連合会、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人、農林漁業者の組織する団体、食品事業者等の組織する団体、民間事業者、特認団体</p>

別表2 補助対象経費の範囲

費 目	経 費 内 容 等
旅 費	<p>事業を実施するため、事業実施主体が行う各種活動の実施に必要な経費（渡航費、宿泊費、交通費等）。</p> <p>輸出プロモーターや海外からのバイヤー等の招へいにかかる渡航費、宿泊費、交通費に要する経費等も含まれます。</p> <p>なお、航空賃については、安価なチケットの購入に努めるものとします。</p>
謝 金	<p>事業を実施するため、必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供等を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費。</p> <p>輸出プロモーターや各種検討会における有識者等専門家に対する謝金、海外における試食会や日本食品フェア等の際に依頼する調理専門家への謝金を含まれます。</p> <p>定められた単価はありませんが、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するものとします。</p> <p>事業実施計画の承認申請書を提出する際、設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となります（この設定する謝金単価によって、事業費を算出することとなります。）。</p> <p>なお、事業実施主体及び招へいしたバイヤー等に対しては謝金を支払うことはできません。</p>
賃 金	<p>事業を実施するため、新たに発生する業務（資料整理・収集、販売促進補助、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）。</p> <p>定められた単価はありませんが、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要があります。</p> <p>事業実施計画の承認申請書を提出する際、設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となります（この設定する賃金単価によって、事業費を算出することとなります。）。</p> <p>なお、事業実施主体等の賃金支給規則による場合であっても、公募要領第6の2において申請できない経費とされている、本業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費の以外の経費については除外して申請する必要があります。</p> <p>なお、事業実施主体に対しては賃金を支払うことはできません。</p>
使用料及び賃借料	<p>事業を実施するため、会議室等の使用料や見本市等の小間借上げ料（見本市への出展経費、撤去費用等も含まれます。）、冷蔵庫等の備品や自動車等の賃借料の支払いに要する経費。</p>
役 務 費	<p>事業を実施するため、それだけでは本事業の成果とはなり得ない翻訳、通訳、設計、分析、試験、加工、放射能検査等を行うために必要な経費。</p>
印刷製本費	<p>事業を実施するため、パンフレット等製品のPR資料、レシピ、アンケート用紙等の印刷、ポスターや報告書等の作成を行うために必要な経費。</p> <p>ブランドマークシールやラベルの作成・印刷に要する経費を含みます。</p> <p>なお、印刷物（パンフレット、ポスター等）は、事業実施期間内に使用するものに限ります。</p>
広告宣伝費	<p>事業を実施するため、試食会等の会場装飾費、製品PRのための広報媒体への広告等を行うために必要な経費。</p> <p>業界誌等への掲載費、車両・車内広告等を行うための経費を含みます。</p>
消 耗 品 費	<p>事業を実施するため、各種事務用品、試食用資材（紙皿、楊枝、調味料等）・包装資材等の消耗資材・用具、2の(1)の⑦「輸出向け加工食品の試作・検証」を実施するための加工食品の原材料費、2の(2)の④「セミナー事業」を実施するための食品の原材料費、車両燃料等の購入に必要な経費。</p>

委託費	輸出に取り組む事業者向け対策事業実施要領第6の2の規定に則り、事業を実施するため、特殊な知識等を必要とする場合、その事業を遂行する能力を有する第三者（専門性の高い外部の事業者等）に事業の一部を委託するために必要な経費。 ただし、事業そのもの又は事業の根幹となる業務を委託することは認められません。
人件費	補助事業に直接従事する者（以下「事業従事者」といいます。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいいます。 事業従事者とは、正職員、出向者、嘱託職員及び管理者等をいいます。 人件費の算定に当たっては、別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に従うこととします。 なお、人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことはできません。
その他	GLOBALG. A. P. や輸出先国の各種基準の取得に係る経費、文献・資料等購入費、通信運搬費（郵送費、販売促進用具・資料等の運搬費等）、送金手数料等の雑費など他の費目に該当しない事業を実施するために必要な経費。

別表3 公募に係る説明会の開催日時、開催場所等

開催日時	開催場所	説明会出席届提出先
平成25年5月24日 (金) 10:00～	農林水産省食料産業局第4・第5会議室 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省6階 ドア番号:「北605・北606」	農林水産省食料産業局 輸出促進グループ 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL: 03-6744-7045 FAX: 03-6738-6475
平成25年5月28日 (火) 14:00～	農林水産省共用第9会議室 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省8階 ドア番号:「北803」	
平成25年7月2日 (火) 14:00～	農林水産省共用第3会議室 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省6階 ドア番号:「北602」	
平成25年8月26日 (月) 14:00～	農林水産省共用第6会議室 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省7階 ドア番号:「本768」	

別表4 提出・問合せ先

応募者の区分	提出・問合せ先	TEL・FAX
1. 「2 事業の概要」の(1)、(2)及び(3)に応募する広域規模団体	農林水産省食料産業局輸出促進グループ 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1	TEL：03-6744-7045 FAX：03-6738-6475
2. 「2 事業の概要」の(1)に応募する地域規模団体		
(1)地方農政局の管轄区域に所在する地域規模団体		
東北農政局の管轄区域	農林水産省東北農政局経営・事業支援部事業戦略課 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1仙台合同庁舎	TEL：022-221-6146 FAX：022-722-7378
関東農政局の管轄区域	農林水産省関東農政局経営・事業支援部事業戦略課 〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	TEL：048-740-0111 FAX：048-740-0081
北陸農政局の管轄区域	農林水産省北陸農政局経営・事業支援部事業戦略課 〒920-8566 金沢市広坂2-2-60金沢広坂合同庁舎	TEL：076-232-4233 FAX：076-234-3076
東海農政局の管轄区域	農林水産省東海農政局経営・事業支援部事業戦略課 〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2 農林総合庁舎1号館	TEL：052-223-4619 FAX：052-219-2670
近畿農政局の管轄区域	農林水産省近畿農政局経営・事業支援部事業戦略課 〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎	TEL：075-414-9024 FAX：075-414-7345
中国四国農政局の管轄区域	農林水産省中国四国農政局経営・事業支援部事業戦略課 〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	TEL：086-224-9415 FAX：086-224-7713
九州農政局の管轄区域	農林水産省九州農政局経営・支援事業部事業戦略課 〒860-8527 熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	TEL：096-211-9334 FAX：096-211-9825
(2)北海道の区域に所在する地域規模団体	農林水産省北海道農政事務所農政推進部経営・事業支援課 〒060-0004 札幌市中央区北4条西17丁目19-6	TEL：011-642-5485 FAX：011-613-3793
(3)沖縄県の区域に所在する地域規模団体	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農政課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	TEL：098-866-1627 FAX：098-860-1395

(別紙様式第1号の1)

平成25年 月 日

別表4の「提出・問合せ先」欄の長 殿

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

印

### 公 募 参 加 表 明 書

平成25年度「日本の食を広げるプロジェクト事業」のうち「輸出に取り組む事業者向け対策事業」(2の(1)農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の輸出拡大を図る取組への支援)の公募に参加することを表明します。

#### 1. 担当者

所属・役職

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電子メールアドレス

#### 2. 本事業における輸出促進を図る特定品目

(注) 特定品目とは、対象国又は地域に輸出可能な(輸出条件が整備されている)品目をいいます。

#### 3. 本事業における輸出対象国又は地域

#### 4. 本事業において実施する事業メニューの種類

(注) 2の(1)の事業メニュー①から⑧までの中から選択する取組の名称を記載して下さい。

#### 5. 事業費及び国庫補助金の総額(概算額)

(注) 課題提案書に記載予定の金額とは、必ずしも一致する必要はありません。

(別紙様式第1号の2)

平成25年 月 日

農林水産省食料産業局輸出促進グループ長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

### 公募参加表明書

平成25年度「日本の食を広げるプロジェクト事業」のうち「輸出に取り組む事業者向け対策事業」(2の(2) ジャパン・ブランドの確立に向けた取組への支援)の公募に参加することを表明します。

#### 1. 担当者

所属・役職

氏名

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

#### 2. 本事業における輸出促進を図る特定品目

(注) 特定品目とは、対象国又は地域に輸出可能な(輸出条件が整備されている)品目をいいます。

#### 3. 本事業における輸出対象国又は地域

#### 4. 本事業において実施する事業メニューの種類

(注) 2の(2)の事業メニュー①から④までの中から選択する取組の名称を記載して下さい。  
ただし、①又は②のいずれかの取組は必須とします。

#### 5. 事業費及び国庫補助金の総額(概算額)

(注) 課題提案書に記載予定の金額とは、必ずしも一致する必要はありません。

(別紙様式第1号の3)

平成25年 月 日

農林水産省食料産業局輸出促進グループ長 殿

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

印

### 公 募 参 加 表 明 書

平成25年度「日本の食を広げるプロジェクト事業」のうち「輸出に取り組む事業者向け対策事業」(2の(3)品目別輸出振興体制の整備を図る取組への支援)の公募に参加することを表明します。

#### 1. 担当者

所属・役職

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電子メールアドレス

#### 2. 本事業における輸出促進を図る特定品目

(注) 特定品目とは、対象国又は地域に輸出可能な(輸出条件が整備されている)品目をいいます。

#### 3. 本事業における輸出対象国又は地域

#### 4. 事業費及び国庫補助金の総額(概算額)

(注) 課題提案書に記載予定の金額とは、必ずしも一致する必要はありません。

(別紙様式第2号)

平成25年 月 日

農林水産省食料産業局輸出促進グループ長 殿

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

印

公募に係る説明会出席届

平成25年度「日本の食を広げるプロジェクト事業」のうち「輸出に取り組む事業者向け対策事業」の公募に係る説明会への出席を希望します。

希望する日時、時間帯（○で囲んで下さい。）

- ・ 5月24日（金）10時00分～
- ・ 5月28日（火）14時00分～
- ・ 7月2日（火）14時00分～
- ・ 8月26日（月）14時00分～

なお、説明会に出席する者は、下記のとおりです。

記

- 1 所属・役職
- 2 氏 名
- 3 電 話 番 号
- 4 F A X 番 号
- 5 電子メールアドレス

(注) 出席を希望する全ての者について「1」から「5」まで記入して下さい。